

●表2 所得制限の限度額

障がい者医療費		
扶養親族等の数	本人所得額	配偶者及び扶養義務者所得額
0人	3,661,000円	6,287,000円
1人	4,041,000円	6,536,000円
2人	4,421,000円	6,749,000円
3人	4,801,000円	6,962,000円
4人以上	1人につき38万円ずつ加算	1人につき21.3万円ずつ加算

一人親家庭等医療費		
扶養親族等の数	本人所得額	配偶者及び扶養義務者所得額
0人	2,080,000円	2,360,000円
1人	2,460,000円	2,740,000円
2人	2,840,000円	3,120,000円
3人	3,220,000円	3,500,000円
4人以上	1人につき38万円ずつ加算	1人につき38万円ずつ加算

※所得制限限度額の加算について

①本人の場合

- (1) 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき、障がい者医療費助成及び一人親家庭等医療費助成の場合は10万円を加算する。
- (2) 特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がある場合、障がい者医療費助成は1人につき25万円、一人親家庭等医療費助成の場合は15万円を加算する。

②配偶者又は扶養義務者の場合

- (1) 老人扶養親族1人につき6万円を加算する。ただし、扶養親族が老人扶養親族のみの場合は、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき6万円を加算する。

【事前提出にご協力ください】

窓口混雑緩和のため、次の書類はできるだけ来庁前にご提出ください。

■障がい者医療費更新対象の方

- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（写し）
- ・対象者の加入保険情報が確認できるもの（写し）

■一人親家庭等医療費更新対象の方

- ・対象者の加入保険情報が確認できるもの（写し）
- ※加入保険情報が確認できるもの…資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルの被保険者資格情報（PDF印刷可）など
- 右記二次元コードまたはURLからLoGoフォームへアクセスし、画像等を送信してください。

（URL）<https://logoform.jp/form/EPwP/1586532>



提出用
二次元コード

問い合わせ先 子育て健康課 TEL 377-5652

矯正相談 受付中

※自由診療です

- 大人の矯正 約19万8,000円～50万円程度 開咬
- 子供の矯正 約5万円程度からご提案（床矯正 片額10万円程度）

歯科衛生士（正社員・パート）募集！

週休2.5日/お休み充実！ ★40代、50代の方も活躍中

月給…29万～35万円以上 ★プランクがあっても大丈夫！！

★パート・アルバイト 同時募集中！

時給 1,800円～2,000円

まずはお気軽にお問い合わせください

☎0594-27-5454

昼食付き

院長 原田 聡

お気軽に、お電話ください

0594-27-5454

有料広告掲載欄